

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

臨時休業時の店頭掲示期間の見直し

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

3. 評価実施時期

平成 28 年 3 月 3 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状

銀行等の営業所が天災その他のやむを得ない理由により、臨時休業を行う場合は、直ちに内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、当該営業所の店頭に掲示しなければならない。また、当該営業所が業務を再開する場合も同様の手続きが必要。

② 問題点

銀行等の営業所が臨時休業を行う場合、公告については、無人の店舗の場合や休業期間が1営業日以内で営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合など、顧客への影響が限定的である場合においては免除となっているが、店頭掲示については、同様の免除に係る規定が存在しない。顧客への影響が限定的であるから公告の免除規定が定められているのであれば、店頭掲示についても同様であり、また、ホームページの創設、インターネットバンキングの浸透等、顧客に対する情報提供手段は多岐に渡っていることを踏まえると、店頭掲示について公告と同様の規定が存在しないことは、過重規制となっているのではないか、との指摘がある。

③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

銀行等の営業所の臨時休業に係る公告及び店頭掲示は、銀行等の公共的見地から、銀行の休日を法定化（限定）している以上、臨時にその機能を停止せざるを得ない場合にも一般公衆に対して速やかにその旨を知らせる必要があることから、これらのような規制が課せられているところ。しかしながら、公告免除規定のように、無人の営業所の一部休業や休業期間が1営業日以内で営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合などについては、顧客への影

響は限定的であり、また、銀行等のホームページやインターネットバンキングなど銀行等からの預金者に対する情報伝達手段は多岐に渡っている現状を踏まえると、店頭掲示という方法を一律に法令で義務付ける必要性も乏しいため、無人の営業所の一部休業や休業期間が1営業日以内で営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合などにおいては、営業所の店頭掲示を不要とすることは適当であると考えられる。

(2) 法令の名称、関連条文とその内容

- ① 銀行法第16条第3項（新設）
- ② 長期信用銀行法第17条（準用）
- ③ 信用金庫法第89条第1項（準用）
- ④ 協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項（準用）
- ⑤ 労働金庫法第94条第1項（準用）
- ⑥ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第33条第1項（適用）

(3) 規制の新設又は改廃の内容

臨時休業時の営業所の店頭掲示について、無人の営業所の一部休業や休業期間が1営業日以内で営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合などは不要とする店頭掲示に係る免除規定を創設する。

5. 想定される代替案

銀行等の営業所の臨時休業について、全ての店頭掲示を不要とする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

無人の営業所の一部休業や休業期間が1営業日以内で営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合など、一定の臨時休業時における店頭掲示に係る費用が削減される。

② 代替案

全ての臨時休業時における店頭掲示に係る費用が削減される。

(2) 行政費用

① 本案

特になし。

- ② 代替案
特になし。

(3) その他の社会的費用

① 本案

無人の営業所の一部休業においては、その他社会的費用は発生しない。

休業期間が1営業日以内で営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合においては、ホームページの閲覧やインターネットバンキングの利用等の手段を持たない来店顧客は、臨時休業なのか、営業所が廃止途上にあるのかなどが判断できず、また、臨時休業の場合であったとしても、いつまで休業となるのか把握できない状況が生じる。しかしながら、当該顧客にそのような状況が生じたとしても、基本的には当日、遅くとも翌日には営業を再開しており、これらの日に来店すれば通常どおりの取引が可能であることから、顧客への影響は限定的であると考えられる。

② 代替案

臨時休業時の全ての事象に対して店頭掲示を不要とするため、ホームページの閲覧やインターネットバンキングの利用等の手段を持たない来店顧客は、臨時休業なのか、営業所が廃止途上にあるのかなどが判断できず、また、臨時休業の場合であったとしても、いつまで休業となるのか把握できない状況となり、翌日以降に来店してもそのような状況が続く場合もあることから、利用者保護及び利用者利便に支障が生ずるおそれがある。

7. 規制の便益

① 本案

無人の営業所の一部休業や休業期間が1営業日以内で営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合における営業所の店頭掲示が不要となることから、当該店頭掲示に係るコストの削減効果が期待できる。

② 代替案

全ての臨時休業時における営業所の店頭掲示が不要となることから、店頭掲示に係るコストの削減効果が期待できる。

8. 政策評価の結果

(1) 費用と便益の関係の分析

本案の場合、無人の営業所の一部休業や休業期間が1営業日以内で営業が速や

かに再開されることが確実に見込まれる場合における営業所の店頭掲示が不要となることに伴うコストの削減とともに、効率的な業務運営に資するというプラスの効果も期待できる。なお、ホームページの閲覧等の手段を持たない来店顧客が、臨時休業なのか、営業所が廃止途上にあるのかなどが判断できず、また、臨時休業の場合であったとしても、いつまで休業となるのか把握できない状況となるマイナスの効果も発生するが、遅くとも翌日には営業を再開しており、その影響は限定的であると考えられるので、遵守費用の削減等のプラスの効果はマイナスの効果を上回ると考えられることから、本案は適当と考えられる。

(2) 代替案との比較

代替案の場合、費用については全ての店頭掲示を不要とすることから、本案より、コストの削減とともに、効率的な業務運営に資するというプラスの効果が大きなものとなることが期待できる。

しかしながら、代替案は、全ての臨時休業時における店頭掲示を不要としているため、ホームページの閲覧等の手段を持たない来店顧客が、臨時休業なのか、営業所が廃止途上にあるのかなどが判断できず、また、臨時休業の場合であったとしても、いつまで休業となるのか把握できない状況となり、翌日以降に来店してもそのような状況が続く場合もあることから、利用者保護及び利用者利便に支障が生ずるおそれがあるという大きなマイナスの効果の発生が考えられる。

以上を勘案すれば、本案を選択することが適当であると考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項 特になし。

10. レビューを行う時期又は条件

「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。